**引取業者 登録（登録の更新）申請**

**提　出　書　類　一　覧　表**

※申請の際は、この「提出書類一覧表」（確認後のもの）を添付して下さい。

（申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類　等 | 確　認　欄 |
| １．　引取業者登録（登録の更新）申請書【様式第１】  ・　使用済自動車の引取りを行う事業者名で登録申請書を作成  ・　複数事業所がある場合、申請書の事業所の名称及び所在地の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載 |  |
| 1. 本人を確認できる書類   ・　申請者が法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  ・　申請者が個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票の写し（本籍が記載されているもの（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）。以下同じ。）  ・　申請者が未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書） |  |
| 1. 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類   （１．の申請書の「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄に、次のいずれかを記載し、これに係る資料を添付）  ・　冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を  備え付け、これにより確認  添付書類　：　確認方法を記載した書類（「残存フロン類の確認方法」を添付する。）  ・　カーエアコンの構造に関し十分な知見を有する者が冷媒としてフロン類が含まれて  いるかどうかを確認できる体制  添付書類　：　カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者を確認できること  を示す書類  （例）自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し  　　　　　　　　　　　　 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し等 |  |
| 1. 申請者（法人である場合にあっては、その法人の役員を含む。）が法第４５条第1項各号の欠格要件に該当しないことを誓約した旨の誓約書 |  |
| ５．　申請手数料の領収書の写し  ・　新規4,000円、更新3,500円  ・　申請手数料は、納入通知書での納付となります。  ・　納入通知書に記載の金融機関にてお支払いください。 |  |